

別紙－ 3

冬期施工における現場管理費率の補正適用

適用年月日

◆令和2年10月1日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。

公告又は通知月	公告日（10月1日）					適用方法
	8月	9月	10月	11月	12月	
パターンⅠ 9月30日以前に公告又は指名通知した工事	対象外					<ul style="list-style-type: none"> ・適用しない。 ・令和2年10月1日以降に公告又は指名通知する工事から適用する。
パターンⅡ 10月1日以降に公告又は指名通知を行う工事			対象			